

# 顎関節症・歯ぎしりに対する 口腔内装置（スプリント）

# 改定前：平成29年度までの床副子の分類

## 1 簡単なもの

- イ 顎間固定用に歯科用ベースプレートを用いた床
- ロ 出血創の保護と圧迫止血を目的としてレジン等で製作した床
- ハ 手術に当たり製作したサージカルガイドプレート

## 2 困難なもの

- イ 斜面板
- ロ 咬合挙上副子（顎関節症に対するスプリントを含む。）
- ハ 乳幼児の顎骨骨折に対してナイトガードとして口腔内に装着するマウスピース
- ニ 固定用金属線による囲繞結紮に用いたレジン等で製作した床副子
- ホ 歯ぎしりに対する咬合床（上顎又は下顎のいずれかに装着するもの）
- ヘ 睡眠時無呼吸症候群の治療法としての咬合床（上顎又は下顎のいずれかに装着するもの）
- ト 腫瘍等による顎骨切除後、手術創（開放創）の保護等を目的として製作するオプチュレーター

## 3 著しく困難なもの

- イ 咬合床副子
- ロ 歯ぎしりに対する咬合床（上顎及び下顎に装着し、1装置として使用するもの）
- ハ 睡眠時無呼吸症候群の治療法としての咬合床（上顎及び下顎に装着し、1装置として使用するもの）
- ニ 術後即時顎補綴装置

# 改定後：口腔内装置の分類と算定要件

## －材料/作製法による分類

### ●口腔内装置1

- 義歯床用アクリリックレジン樹脂により製作されたもの

### ●口腔内装置2

- ①熱可塑性シート等を歯科技工用成型器により吸引・加圧して製作されたもの
- ②作業模型に直接常温重合レジンを押接して製作されたもの
- ※①②ともに咬合関係が付与されたもの

### ●口腔内装置3

- ①熱可塑性シート等を歯科技工用成型器により吸引・加圧して製作されたもの
- ②作業模型に直接常温重合レジンを押接して製作されたもの
- ※①②ともに咬合関係が付与されていないもの

※「2 口腔内装置2」及び「3 口腔内装置3」を製作するにあたり、咬合採得は所定点数に含まれ、別に算定できない

# 改定後：対象となる口腔内装置

## －使用目的による分類

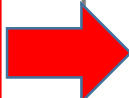
- 顎関節治療用装置
- 歯ぎしりに対する口腔内装置
- 顎間固定用に歯科用ベースプレートを用いた床
- 出血創の保護と圧迫止血を目的としてレジン等で製作した床
- 手術に当たり製作したサージカルガイドプレート
- 腫瘍等による顎骨切除後、手術創（開放創）の保護等を目的として製作するオブチュレーター
- 気管挿管時の歯の保護等を目的とするもの
- 不随意運動によるくいしばり等による咬傷を繰り返す患者に対して、口腔粘膜等の保護を目的とするもの
- 放射線治療に用いる口腔内装置

# 口腔内装置一点数

## ●改定前

### 【床副子】

- 1 簡単なもの 650点
- 2 困難なもの 1,500点
- 3 著しく困難なもの2,000点
- 4 摂食機能の改善を目的とするもの（舌接触補助床）
  - イ 新たに製作した場合 2,000点
  - ロ 旧義歯を用いた場合 500点



## ●改定後

### 【口腔内装置】

- 1 口腔内装置1 1,500点
- 2 口腔内装置2 800点
- 3 口腔内装置3 650点

注 顎関節治療用装置、歯ぎしりに対する口腔内装置又はその他口腔内装置を製作した場合に算定する。

# 口腔内装置1, 2, 3(改定後)以外の口腔内装置

## 改定前

### ●床副子

1 簡単なもの 650点

2 困難なもの 1,500点

3 著しく困難なもの  
2,000点

4 摂食機能の改善を目的とするもの(舌接触補助床)

イ 新たに製作した場合  
2,000点

ロ 旧義歯を用いた場合  
500点

## 改定後

### ●睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置

1 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置1 3,000点

2 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置2 2,000点

### ●舌接触補助床(1顎につき)

1 新たに製作した場合  
2,500点

2 旧義歯を用いた場合  
1,000点

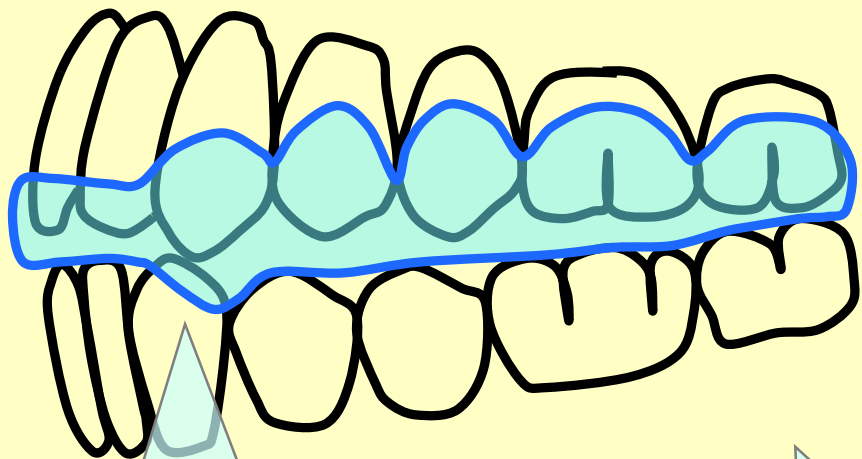
### ●術後即時顎補綴装置(1顎につき)

2,500点

# 口腔内装置1

- 義歯床用 **アクリックレジン樹脂** により製作されたもの

## スタビライゼーションプリント



犬歯誘導の場合は下顎犬歯の咬頭頂が犬歯誘導部の近心斜面を通過（Ⅰ級またはⅢ級咬合）



前方運動や側方運動で干渉のないスムーズな運動ができるように調整

フラットな面に下顎の前歯部切縁と臼歯部頬側機能咬頭頂が均等に点接触

# 口腔内装置2

- 熱可塑性シート等を歯科技工用成型器により吸引・加圧して製作  
又は作業模型に直接常温重合レジンを押接して製作された口腔内  
装置であり、**咬合関係が付与されたもの**



熱可塑性シートのフ  
レーム上に常温重  
合レジンを持ち上  
げて作製する方法

常温重合レジンの  
盛り上げは咬合器  
上もしくは口腔内  
で



# 口腔内装置3

- 熱可塑性樹脂シート等を歯科技工用成型器により吸引・加圧して製作又は作業模型に直接常温重合レジンを押接して製作された口腔内装置であり、咬合関係が付与されていないもの



熱可塑性樹脂シートを押接，咬合関係の付与なし

# 顎関節治療用装置(スプリント)の適応症

## ●顎関節症

### ●顎関節症の診断の必要条件

- ①顎関節や咀嚼筋など(咬筋, 側頭筋, 内側および外側翼突筋の4筋のほかに顎二腹筋, 胸鎖乳突筋を含む)の疼痛, ②関節(雑)音, ③開口障害ないし顎運動異常の主要症候のうち少なくとも1つ以上を有すること
- かつ, 類似の症候を呈する他疾患を除外したもの

# 歯ぎしりに対する口腔内装置の適応症

- 歯ぎしり(睡眠時ブラキズム)

- 診断基準の例

- 米国睡眠学会(AASM)の臨床診断基準

AとBの両条件を満たすもの

A. 睡眠時の日常的あるいは頻繁な歯ぎしり音の存在

B. 以下の臨床症状うち1つ以上が存在する

1. 睡眠時のグライディングに矛盾しない歯の異常な咬耗
2. 睡眠時のグライディングに矛盾しない起床時の一時的な顎筋の痛みあるいは疲労感, または側頭部頭痛, または開口障害

※音声ビデオ付き睡眠ポリグラフ(あるいは携帯型筋電計)による睡眠時の咀嚼筋筋電図検査の方が, 問診や臨床所見に基づく臨床診断よりも客観的であり, 使用が望ましい. しかし, 現状では日常診療にまでは導入されていない.

# 口腔内装置の使用に関する指導事項

- 口腔内装置の着脱法，保管法
- 口腔内装置/口腔の清掃法
- 疼痛など症状悪化時の対応
  - 使用を中止し，歯科医師に相談すること
- 咬合変化の可能性
  - 変化を自覚した時には歯科医師に伝えること
- メンテナンスの必要性
  - 口腔内装置の使用を継続している間は定期的なメンテナンスが必要

# 口腔内装置の使用中のメンテナンス

## ● メンテナンス時のチェック項目

- 症状の変化/副障害の有無
- 口腔内装置の適合/維持の状態
- 咬合状態の変化の有無
  - レジンの咬耗による咬合接触の変化
  - 顎位の変化による咬合接触の変化

使用開始前の咬合状態の記録が重要

## ● 口腔内装置の調整

- 適合/維持の調整
- 咬合面の調整
  - レジンの添加あるいは咬合面の削合により咬合接触が均等化するように調整

## ● 破損時の修理等

## ● メンテナンス間隔

- 口腔内装置の使用開始初期には短めとする。

# 口腔内装置—調整・修理

## ●改定前

### ●床副子調整

イ 睡眠時無呼吸症候群の治療法としての咬合床の場合

120点

ロ イ以外の場合

220点

●床副子修理 234点

## ●改定後

### ●口腔内装置調整

イ 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置の場合

120点

ロ 歯ぎしりに対する口腔内装置の場合

120点

ハイ、ロ以外の場合

220点

●口腔内装置修理 234点